

生食発 0630 第 3 号  
5 輸国第 1403 号  
令和 5 年 6 月 30 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から台湾及び香港向けに輸出する牛肉並びにシンガポール向けに輸出する食肉については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定)の別紙 TW-A1「台湾向け輸出牛肉の取扱要綱」、別紙 HK-A1「香港向け輸出牛肉の取扱要綱」及び別紙 SG-A1「シンガポール向け輸出食肉の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱について、下記のとおり、改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願ひします。

記

- 1 認定と畜場等に併設していない食肉処理施設（以下「非併設食肉処理施設」という。）において処理した食肉の輸出について
  - （1）非併設食肉処理施設について、施設認定が可能となるように認定と畜場等の要件を改正した。
  - （2）原料食肉衛生証明書の発行手続を新たに定め、原料食肉衛生証明書及び原料食肉衛生証明書発行申請書の様式を追加した。
  - （3）認定非併設食肉処理施設の定期的な監視及び監視結果の報告の規定を定め、報告様式等を追加した。
- 2 その他
  - 1のほか、所要の改正を行った。